

太田市外三町地域
循環型社会形成推進地域計画

千代田町
邑楽町
太田市外三町広域清掃組合

平成 25 年 12 月

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	広域化の検討状況	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	3
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	4
(4)	生活排水処理の目標	5
3	施策の内容	6
(1)	発生抑制、再使用の推進	6
ア	事業系ごみの資源化・減量化	6
イ	事業系ごみの料金体系の見直し	6
ウ	家庭系ごみの減量化・資源化対策	6
エ	リユース(再使用)の促進	6
オ	環境にやさしい買い物運動	6
カ	集団資源回収への支援	6
キ	生ごみの減量化	6
ク	生活排水対策	7
(2)	処理体制	8
ア	家庭ごみの処理体制の現状と今後	8
イ	事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後	10
ウ	一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後	10
エ	生活排水処理の現状と今後	10
オ	今後の処理体制の要点	11
(3)	処理施設の整備	12
ア	廃棄物処理施設	12
イ	合併処理浄化槽の整備	12
(4)	施設整備に関する計画支援事業	13
(5)	その他の施策	14
ア	清掃活動	14
イ	各種リサイクル関連法に関する普及啓発	14
ウ	不法投棄対策	14
エ	災害時の廃棄物処理に関する事項	14
4	計画のフォローアップと事後評価	15
(1)	計画のフォローアップ	15
(2)	事後評価及び計画の見直し	15
様式 1		16
様式 2		23
様式 3		24
参考資料様式		25

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名：太田市・千代田町・大泉町・邑楽町

面積：247.3 k m²

人口：300,413 人(平成 25 年 4 月 1 日時点)

地域特性：長い日照時間、工業集積地域、平野が多い

市町名	太田市	千代田町	大泉町	邑楽町
面積(k m ²)	176.49	21.76	17.93	31.12
人口(人)	220,407	11,871	40,681	27,454

資料：住民基本台帳（在留外国人含む）

(2) 計画期間

本計画は平成 26 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 7 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

※本計画において、太田市、大泉町の生活排水処理に関する現状・実績整理及び浄化槽事業は含まない。

(3) 基本的な方向

太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町は、群馬県の東南端に位置し、2 市 5 町からなる東毛広域市町村圏（太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町で構成される広域圏）に含まれる地域である。太田市、大泉町では、数多くの工業団地を造成し、工業誘致を行って来た経緯があり、現在では全国でも有数の工業集積地帯を形成している。

ごみ処理について、可燃ごみについては、太田市は、太田市清掃センター及び桐生市清掃センターで、千代田町、大泉町及び邑楽町は大泉町外二町環境衛生施設組合を構成し、大泉町外二町清掃センターで処理を行っている。不燃・粗大・資源ごみの処理については、4 市町で構成される太田市外三町広域清掃組合のリサイクルプラザで処理を行っている。太田市の事業系ごみの一部は、桐生市清掃センターでも処理を行っている。

また、し尿処理について千代田町は、館林衛生施設組合が管理する館林環境センターで、邑楽町は、大泉町衛生センターで処理を行っている。

太田市を中心に、事業系ごみのごみ排出量に占める割合が高いことから、その発生抑制及び再生利用の推進を図る。家庭系ごみについては、可燃ごみに紙類が多く、ライフスタイルの見直しによる発生抑制を進めるとともに、紙資源として回収する施策等を行っていく。今後は、新たに広域熱回収施設を設けて、更なる発生回避、発生抑制、再利用及びリサイクルの 4R 推進を図るとともに、適正な最終処分を行うことで、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図るものである。

(4) 広域化の検討状況

群馬県は平成 20 年 1 月に「一般廃棄物処理マスタープラン」を策定し、県内を 9 ブロックに分割した。その中で、本地域は、館林市、板倉町、明和町とともに「太田館林ブロック」に位置付けられており、太田館林ブロック内で既存の焼却施設 5 施設を 1～2 施設とすることとしている。

本地域では、施設の著しい老朽化等の問題があり、今後は本地域内で 2 施設ある焼却施設を集約し、新たな広域熱回収施設での処理を行っていく。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

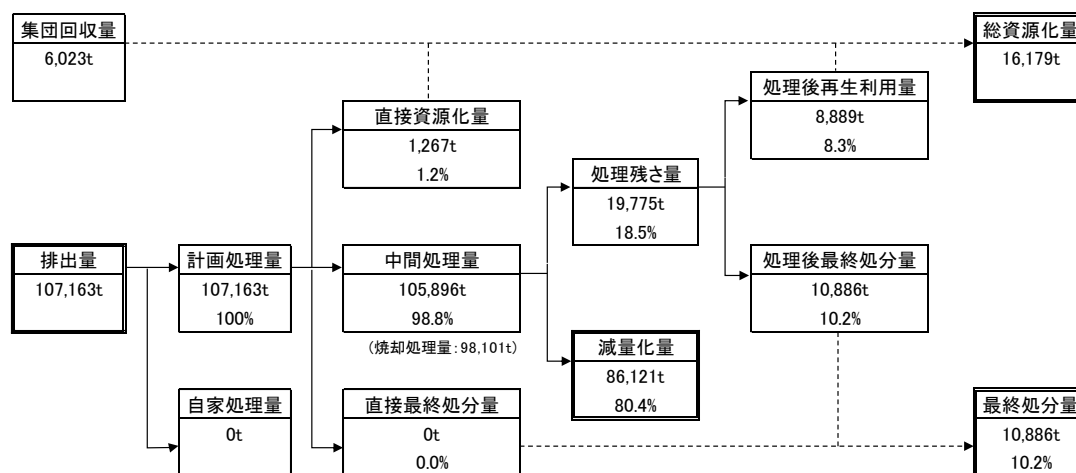
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 24 年度の一般廃棄物の排出、処理状況を図 2-1 に示す。

総排出量は、集団回収量も含め、113,186 t/年であり、再生利用される「総資源化量」は 16,179 t/年、資源化率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は 14.4%である。

中間処理による減量化量は 86,121 t/年であり、集団回収量を除いた排出量の 80.4%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の約 10.2%に当たる 10,886 t/年が埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却処理量は 98,101 t/年である。各焼却施設では、温水の場内利用または隣接施設への温水供給を行っている。



注記：小数点第二位を四捨五入しているため、合計があわない場合がある。

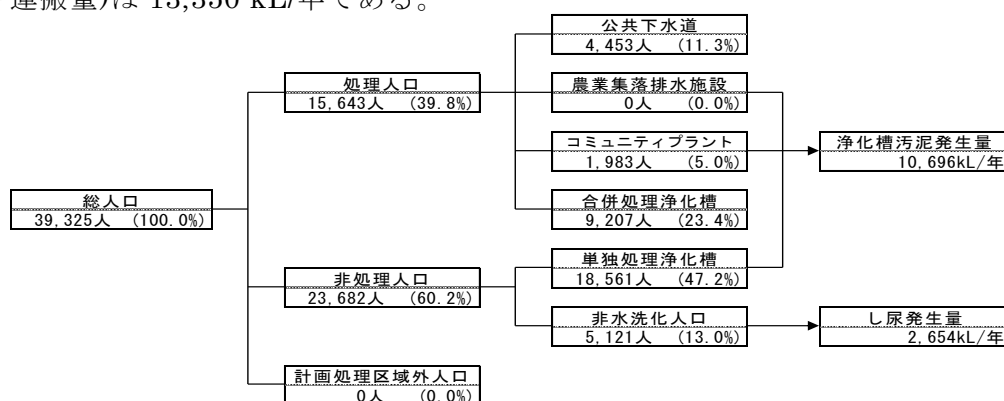
図 2-1 一般廃棄物の処理状況フロー(平成 24 年度)

(2) 生活排水の処理の現状

平成 24 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量を図 2-2 に示す。

生活排水処理対象人口は、全体で 39,325 人であり、水洗化・生活雑排水処理人口は 15,643 人、汚水衛生処理率 39.8%であり、水洗化率は 87.0%である。

し尿発生量は 2,654 kL/年、浄化槽汚泥発生量は 10,696 kL/年であり、処理・処分量(＝収集・運搬量)は 13,350 kL/年である。



注記：太田市、大泉町は除く

注記：小数点第二位を四捨五入しているため、合計があわない場合がある。

図 2-2 生活排水処理状況及びし尿・汚泥等排出量(平成 24 年度)

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 2-1 及び図 2-3 のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

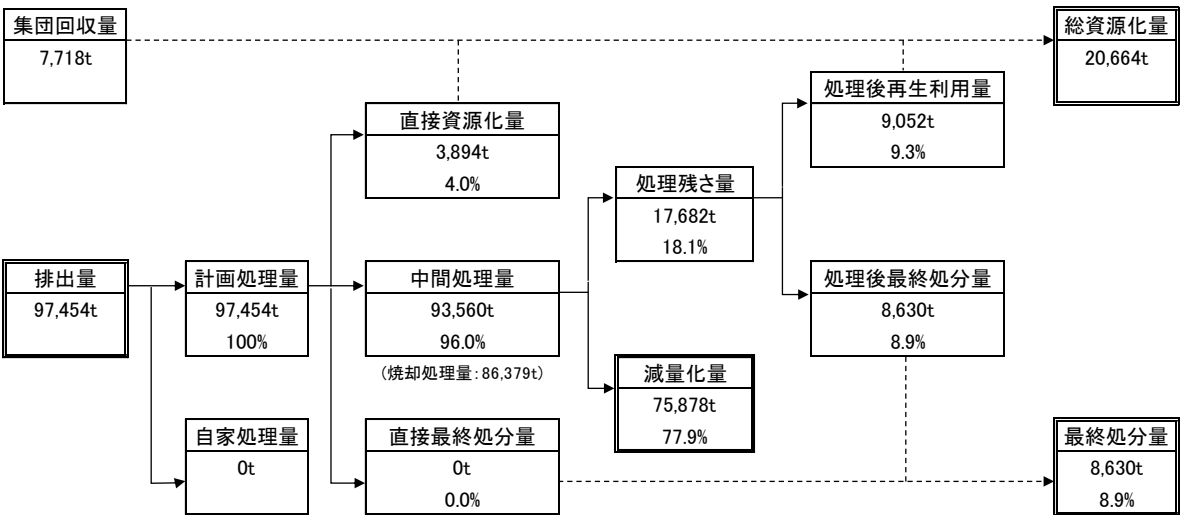
表 2-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状(割合 ^{※1}) 平成24年度	目標(割合 ^{※1}) 平成33年度
人口		300,413 人	294,230 人
排 出 量	事業系 総排出量	28,026 トン	26,459 トン (-5.6%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.0 トン/事業所	1.9 トン/事業所 (-5.0%)
	家庭系 総排出量	79,137 トン	70,995 トン (-10.3%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	244.8 kg/人	222.1 kg/人 (-9.3%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計	107,163 トン	97,454 トン (-9.1%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	1,267 トン (1.2%)	3,894 トン (4.0%)
	総資源化量	16,179 トン (14.3%)	20,664 トン (19.6%)
	熱回収量(年間の発電電力量)	0 MWh	38,304 MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	86,121 トン (80.4%)	75,878 トン (77.9%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	10,886 トン (10.2%)	8,630 トン (8.9%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合
※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)
※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排出量: 事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)〔単位: t〕
再生利用量: 集団回収、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位: t〕
熱回収量: 熱回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位: MWh〕
発電効率 18.5% ごみ質(基準) 9,000kJ/kgより
発電定格出力 5,700kW
年間発電量 5,700kW×24h×280日=38,304MWh
減量化量: 中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位: t〕
最終処分量: 埋立処分された量〔単位: t〕



注記: 小数点第二位を四捨五入しているため、合計があわない場合がある。

図 2-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成 33 年度)

(4) 生活排水処理の目標

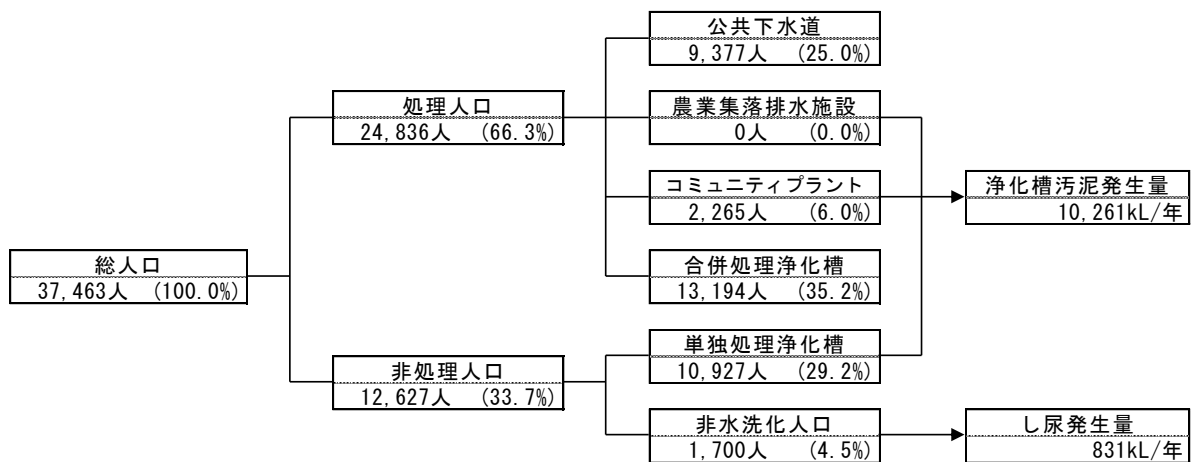
生活排水処理については、表 2-2 及び図 2-4 に掲げる目標のとおり、下水道等の整備区域外においては、合併処理浄化槽の普及啓発に努めていく。

表 2-2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成24年度実績	平成33年度目標
処理形態別人口	公共下水道	4,453人 (11.3%)	9,377人 (25.0%)
	農業集落排水施設	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	コミュニティプラント	1,983人 (5.0%)	2,265人 (6.0%)
	合併処理浄化槽	9,207人 (23.5%)	13,194人 (35.2%)
	未処理人口	23,682人 (60.2%)	12,627人 (33.7%)
合 計		39,325人	37,463人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	2,654 キロリットル	831 キロリットル
	浄化槽汚泥量	10,696 キロリットル	10,261 キロリットル
	合 計	13,350 キロリットル	11,092 キロリットル

注記：太田市、大泉町は除く

注記：小数点第二を四捨五入しているため、合計があわない場合がある。



注記：太田市、大泉町は除く

注記：小数点第二位を四捨五入しているため、合計があわない場合がある。

図 2-4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー(平成 33 年度)

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 事業系ごみの資源化・減量化

本地域では、事業系ごみの排出量は減少傾向にあるものの、総排出量（集団回収量を含む。）に占める割合が 24.8%と高く、その処理に苦慮している。特に、紙ごみ、厨芥類及び草木類の割合が高く、資源物としてリサイクル可能なものも多く含まれていることから、これらの減量化・資源化に取り組む。

紙ごみについては、資源化されるよう事業者への指導及びPRを行うとともに、資源化ルートの確保、紹介を進める。併せて、処理施設への事業者の資源ごみの搬入を規制し、再生事業者等に対し、事業者が直接資源を持ち込めるよう協力する。

厨芥類については、食品リサイクル法の趣旨を踏まえ、生ごみを排出する事業者に関しては、再生利用を促進するよう指導するとともに、小規模事業者に関しても資源化に係る情報提供を行い排出量を抑制する。

また、剪定枝については、平成 16 年度に稼働した新田緑のリサイクルセンターにおいて、堆肥化しているが、民間再生事業者も活用し、原則として処理不適物(毒性を有する樹種等)を除く剪定枝は資源化されるよう住民及び事業者への指導及び適正処理の啓発を行っていく。

4 市町は、ごみの多量排出事業者には、廃棄物の減量化・資源化に関する計画の策定等を提案することにより、計画的なごみの減量を推進する。

イ 事業系ごみの料金体系の見直し

上記のとおり本地域では、事業系ごみ量の割合が高いことから、排出抑制と費用負担の公平性確保のため、今後の排出量等の推移によっては見直しを検討する。

ウ 家庭系ごみの減量化・資源化対策

太田市では平成 17 年度から家庭系ごみ袋の有料化を実施しており、減量化にはごみ袋の有料化は大きな成果をあげるひとつとされている。千代田町、大泉町及び邑楽町については、現在、ごみ袋の有料化を行っていない。今後、広域ごみ処理に伴って、各市町の費用負担の公平性確保のため、処理手数料の見直しを検討する。今後も継続的にごみ減量化等の啓発を行い、減量化・資源化を推進していく。

エ リユース(再使用)の促進

再利用可能なものを販売、リユースを促進するため、平成 16 年度に稼働したリサイクルプラザにおいて資源化・減量化を啓発する。

オ 環境にやさしい買い物運動

マイバッグ持参などに取り組み、広報等を通じてPRし、レジ袋の減量化を図る。

カ 集団資源回収への支援

4 市町では、資源ごみの回収活動を行っている。千代田町以外は、回収活動をしている住民団体には助成金を交付し支援をしている。今後も、この制度を継続し住民主体の資源回収を推進する。また、千代田町においても、集団回収への支援を充実させるために助成金制度等を検討していく。

キ 生ごみの減量化

4 市町では、生ごみの堆肥化による自家処理を促進し、ごみの減量を図ることを

目的に「生ごみ処理機器設置費補助金交付制度」を設け、補助制度に適合する生ごみ処理機器を設置する住民に対し、設置費の一部を補助している。今後も、ごみ減量のための取組みのひとつとして継続する。また、公共施設においても生ごみ処理機を設置し、公共施設からごみ減量推進を検討していく。

ク 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次のようなPRを行う。

- ・ 広報等によるPRの実施
- ・ 廃油ポット、三角コーナーネット、拭取紙等の排出抑制品の普及
- ・ 無リン洗剤・石鹼の普及

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

本地域の分別区分及び処理方法を表 3-1 に示す。平成 25 年度現在、太田市では、布類及び紙類のステーション・拠点回収は行っておらず、集団回収による地域コミュニティの活性化とごみ減量化を推進している。排出される剪定枝は、緑のリサイクルセンターで処理している。本地域の可燃ごみについては、各ごみ焼却施設で処理し、不燃・粗大・資源ごみについてはすべてリサイクルプラザに搬入され破碎・選別を行い、回収された資源物は主に民間業者に売却・資源化委託しており、破碎可燃残渣は隣接する太田市清掃センターで焼却処理している。太田市は最終処分場を有していないため太田市清掃センター及びリサイクルプラザから排出される残渣類は民間事業者へ資源化処分を委託している。大泉町外二町清掃センターの焼却残渣は、大泉町外二町環境衛生施設組合の最終処分場で処分を行っている。

今後の処理体制については、太田市外三町広域清掃組合が、平成 33 年度までに広域熱回収施設を整備し、広域によるごみ処理体制を太田市外三町広域清掃組合が中心となって整備し、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの効率的な処理を行うことにより、熱回収及び資源化を推進する。

また、最終処分について、大泉町外二町環境衛生施設組合の最終処分場は平成 33 年度埋立完了予定となっているが、残余容量を勘案し今後の活用方法など、民間委託を含め検討していく。

表 3-1 本地域の家庭系ごみの分別と処理方法の現状と今後

現状（平成24年度）									
分別区分	処理方法	太田市		千代田町		大泉町		邑楽町	
		処理施設等	処理実績(t)	処理施設等	処理実績(t)	処理施設等	処理実績(t)	処理施設等	処理実績(t)
可燃ごみ	焼却	太田市清掃センター	42,213.92	大泉町外二町清掃センター	3,344.32	大泉町外二町清掃センター	12,005.20	大泉町外二町清掃センター	7,157.83
		桐生市清掃センター（旧藪塚本町地区分のみ）	4,325.97						
不燃ごみ	破砕選別リサイクル埋立	太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ	3,365.25	太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ	260.46	太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ	574.95	太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ	304.49
粗大ごみ	焼却破砕選別リサイクル埋立								
資源ごみ	リサイクル	紙パック	479.87	189.69	418.84	153.81	1,242.21		
		古新聞							
		ダンボール							
		雑誌・雑紙							
		ペットボトル	425.74	23.05	79.60	53.79	582.18		
		白色トレイ	11.59	0.62	2.19		14.40		
		その他プラ	359.24	19.46	67.16	45.39	491.25		
		ビン	1,314.41	71.17	245.68	166.04	1,797.30		
		カン	476.19	25.77	89.02	60.16	651.14		
		布類（綿類）		1.15	1.79		2.94		
		—							
		乾電池	45.03	2.44	8.37	5.66	61.50		
		蛍光管	21.21	1.15	3.98	2.68	29.02		
危険ごみ	リサイクル	スプレー缶	57.21	3.09	10.68	7.21	78.19		
		その他危険物	5.54	0.29	1.02	0.71	7.56		
		剪定枝	堆肥化リサイクル	新田緑のリサイクルセンター					627.01

今後（平成33年度）									
分別区分				処理方法		処理施設等		処理目標量(t)	
太田市	千代田町	大泉町	邑楽町			一次処理	二次処理		
可燃ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ	焼却（熱回収）	発電	広域熱回収施設	資源化委託最終処分委託		61,258
不燃ごみ	不燃ごみ	不燃ごみ	不燃ごみ	破砕選別資源化	資源化	太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ	広域熱回収施設資源化委託最終処分委託		4,100
粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ						
資源物	リサイクル	古紙	古紙	選別資源化	資源化	太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ	売却資源化委託		1,520.32
		ペットボトル	ペットボトル						539
		白色トレイ	白色トレイ						13.97
		その他プラ	その他プラ						454.26
		ビン	ビン						1,663
		カン	カン						602
		布類（綿類）	布類（綿類）						2.61
		布類（その他）	布類（その他）						25
		小型家電	小型家電						69
		乾電池	乾電池						56.51
		蛍光管	蛍光管						26.57
		スプレー缶	スプレー缶						72.58
		その他危険物	その他危険物						7.18
剪定枝	—	—	—	堆肥化	新田緑のリサイクルセンター	資源化			585

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、剪定枝（太田市のみ）について、家庭系ごみに準じて処理を行っており、今後も同様に処理を行う。原則として、廃棄物処理法等では「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と決められているため、廃棄物処理の許可業者に依頼するなど、自らの責任において処理を行うよう指導・情報提供を行う。前記のとおり、事業系の紙ごみ、厨芥類、剪定枝についても再資源化するよう指導・PRを行う。

また、事業系一般廃棄物の多量排出者に対しては減量化・処理に関する計画の作成を提案し、計画を実行するよう啓発していく。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

本地域では、有数の工業団地であることから、多くの中小零細企業があり、産業廃棄物処理費用による経営の圧迫化から、各ごみ焼却施設ではある程度の産業廃棄物の受入は認めてきている。しかし、今後は、ごみ処理を広域で行うため施設の集約化に伴い事業系ごみの搬入を規制することから、産業廃棄物の受入・処理について改めて検討するとともに、再生利用を行っていくよう指導・PRを行う。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、下水道や農業集落排水の普及を進めていくとともに、下水道等の整備区域外においては、合併処理浄化槽の普及・推進に努めていく。

また、し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水汚泥を含む）については、汚泥の適正な処理を継続していく。

オ 今後の処理体制の要点

- ◆ 既存施設で行っていた可燃ごみの処理・処分を組合で広域的に行う。
- ◆ 家庭系ごみの分別について、太田市は 6 種類 14 分別、千代田町は 5 種類 16 分別、大泉町は 5 種類 16 分別、邑楽町は 5 種類 15 分別とする。
- ◆ 可燃性廃棄物として焼却される廃棄物については、広域熱回収施設で発電等により積極的に熱回収を行うとともに、排出される焼却残渣については可能な限り有効利用を行う。
- ◆ 不燃性廃棄物として破碎選別される廃棄物については、リサイクルプラザで高効率な資源回収を行う。
- ◆ 小型家電リサイクル法対象物について拠点回収等による資源化を行う。
- ◆ 資源化できないものについては、適正な最終処分先の検討を行う。
- ◆ 家庭系ごみのうち、紙ごみ、布類、厨芥類、剪定枝の減量化及び資源化を推進する。
- ◆ 事業系ごみのうち、紙ごみ、厨芥類、剪定枝の再資源化を促進させる。
- ◆ 事業系一般廃棄物の多量排出者に対し、減量化・処理に関する計画の作成を提案し、計画管理を行うことにより、事業系一般廃棄物の発生を抑制する。
- ◆ 産業廃棄物の受入・処理については、検討するとともに、再生利用を行っていくよう指導・PRを行う。
- ◆ 下水道等の整備区域外においては、合併浄化槽の整備を推進する。

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

前記(2)の処理体制で処理を行うため、表 3-2 のとおり必要な施設整備を行う。

表 3-2 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	熱回収施設	(仮) 広域熱回収施設整備事業	約 330t/日	太田市細谷町内	H29～32

※現有施設の概要については、別紙を参照。

(整備理由)

事業番号 1：既存施設の老朽化、広域ごみ処理の推進

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備について、表 3-3 のとおりに行う。

表 3-3 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済基数(基) (平成 24 年度)	整備計画基数(基)	整備計画人口(人)	事業期間
2	千代田町 浄化槽設置整備事業	570	280	791	H26～32
	邑楽町 浄化槽設置整備事業	1,889	700	2,310	H26～32

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表 3-4 のとおり計画支援事業を行う。

表 3-4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	(仮称)一般廃棄物処理施設整備事業(事業番号1)に係る施設整備計画等業務	施設整備計画等	H27
	(仮称)一般廃棄物処理施設整備事業(事業番号1)に係る土壌汚染調査	土壌汚染調査	H27
	(仮称)一般廃棄物処理施設整備事業(事業番号1)に係る環境影響評価	環境影響評価	H26～28
	(仮称)一般廃棄物処理施設整備事業(事業番号1)に係る地形測量・地質調査・用地測量事業	地形測量、地質調査、用地測量	H27
	(仮称)一般廃棄物処理施設整備事業(事業番号1)に係る事業者選定アドバイザー事業	事業者選定アドバイザー	H28～29

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成していくうえで、次の施策を実施していく。

ア 清掃活動

ボランティア・自治会等と連携し、清掃活動を実施することで、分別区分の徹底の協力を求めるなど、住民・事業者・行政が一体となった資源化・減量化に向けた活動を積極的に展開する。

イ 各種リサイクル関連法に関する普及啓発

容器包装、家電、パソコン、資源有効利用促進等のリサイクル関連法に基づく適切な回収、処理、再商品化がなされるよう住民、関連団体、小売店と協力して、普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策

不法投棄に関しては、住民や事業者に対して広報誌や不法投棄禁止看板の設置等により啓発を行うとともに、定期的な巡回パトロールや投棄物の回収等を行い不法投棄の防止を図る。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理をするため、各市町地域防災計画に基づいて対応を図る。

地域だけでは対応が困難となることが考えられるため、県及び近隣市町、民間事業者等との連携を図り、緊急時の円滑な協力・処理体制を確保する。「群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援協定」に基づき、関係機関等と連携を図りながら収集、運搬、処理、処分等を迅速に行うための処理体制を構築する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

太田市・千代田町・大泉町・邑楽町では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて群馬県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果をとりまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

16

1. 地域の概要

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○をつける。

* 小数点以下を四捨五入しているため、合計があわない場合がある。
* 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

3. 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別		事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
			型式及び処理方式	補助の有無	処理能力（単位）	開始年月	更新廃止予定年月	更新、廃止理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力（単位）	
太田市清掃センター熱回収施設	3号炉	太田市	全連続式ストーカ炉	有	150t/日	H9.4	廃止H33.4	老朽化、新施設稼働				
	4号炉	〃	〃	有	170t/日	H4.4	廃止H33.4	老朽化、新施設稼働				
	熔融炉	〃	テルミット式両面熔融方式		12t/日	H17.3	休止中	燃料高騰				
新田緑のリサイクルセンター		〃	破碎、微粉碎、発酵による堆肥化	有	4.5t/日	H16.10						
リサイクルプラザ		太田市外三町広域清掃組合	回転破碎方式	有	73t/5h	H16.4						
大泉町衛生センター		大泉町	湿式酸化处理＋標準脱窒素処理＋凝集分離＋高度処理	有	80kl/日	S55.4						
大泉町外二町清掃センター熱回収施設		大泉町外二町環境衛生施設組合	全連続式ストーカ炉	有	195t/日	H4.2	廃止H33.4	老朽化、新施設稼働				
大泉町外二町最終処分場		〃	管理型	有	残余容量 81,828m ³	H9.4	廃止H34.4	埋立完了			埋立容量 150,000m ³	
（仮）太田市外三町広域熱回収施設		太田市外三町広域清掃組合							全連続式ストーカ炉	H33.3	330t/日	

*計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付する。

4. 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状（污水衛生処理率又は污水处理人口普及率）					目 標
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成33年度
総人口		39,561	39,312	39,225	39,092	39,325	37,463
公共下水道	污水衛生処理人口	3,539	3,688	3,942	4,169	4,453	9,377
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	(8.9%)	(9.4%)	(10.0%)	(10.7%)	(11.3%)	(25.0%)
農業集落排水等	污水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
コミュニティプラント	污水衛生処理人口	2,003	2,009	2,017	1,952	1,983	2,265
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	(5.1%)	(5.1%)	(5.1%)	(5.0%)	(5.0%)	(6.0%)
合併処理浄化槽等	污水衛生処理人口	7,590	7,926	8,417	9,370	9,207	13,194
	污水衛生処理率又は污水处理人口普及率	(19.2%)	(20.2%)	(21.5%)	(24.0%)	(23.4%)	(35.2%)
未処理人口	污水衛生未処理人口	26,429	25,689	24,849	23,601	23,682	12,627

* 太田市、大泉町は除く

5. 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	千代田町	570	1,735	H1.4	280	791	H33	
浄化槽設置整備事業	邑楽町	1,889	5,328	H13.4	700	2,310	H33	

参考資料－１ 実績と予測グラフ

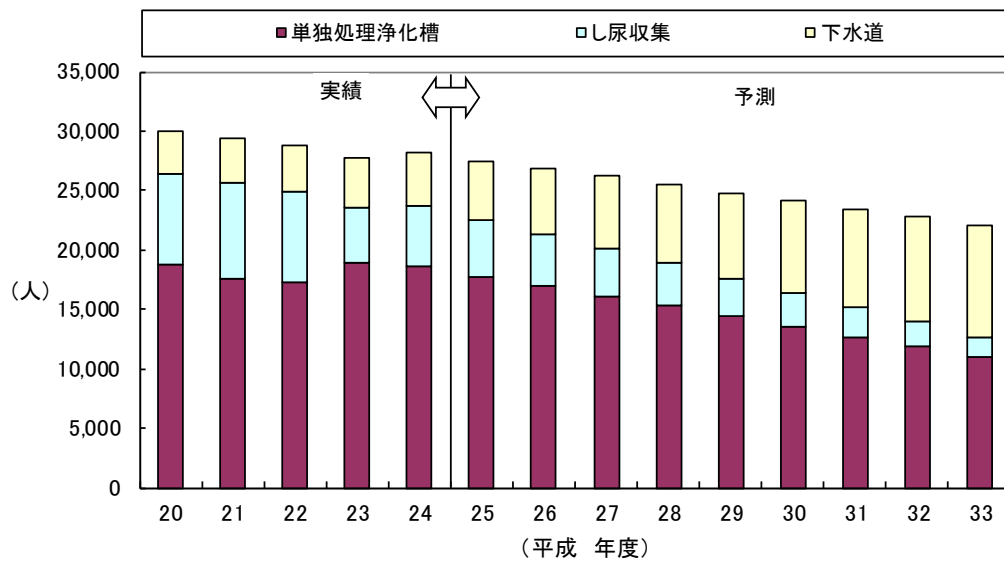


図 人口の実績と予測（太田市、大泉町は除く）

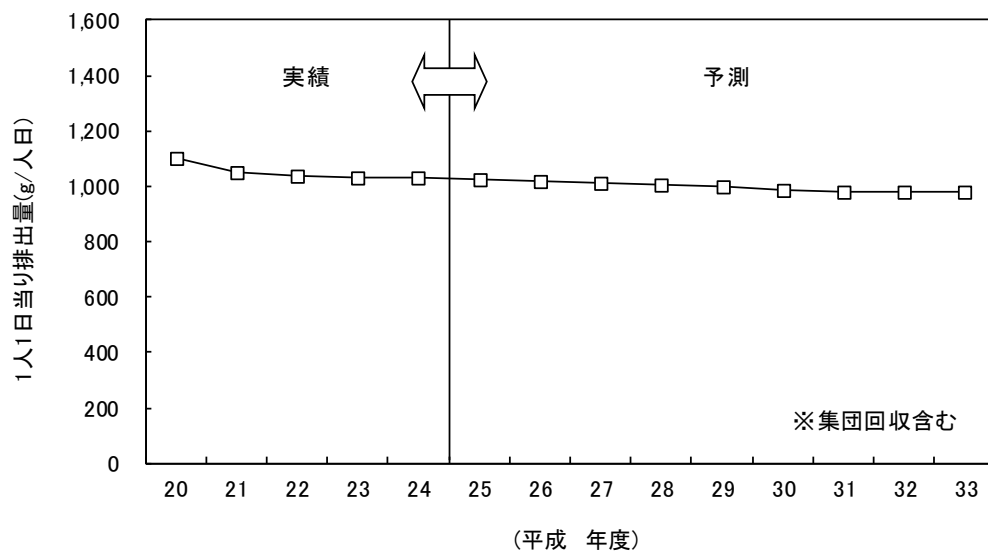


図 1人1日当たり排出量の実績と予測

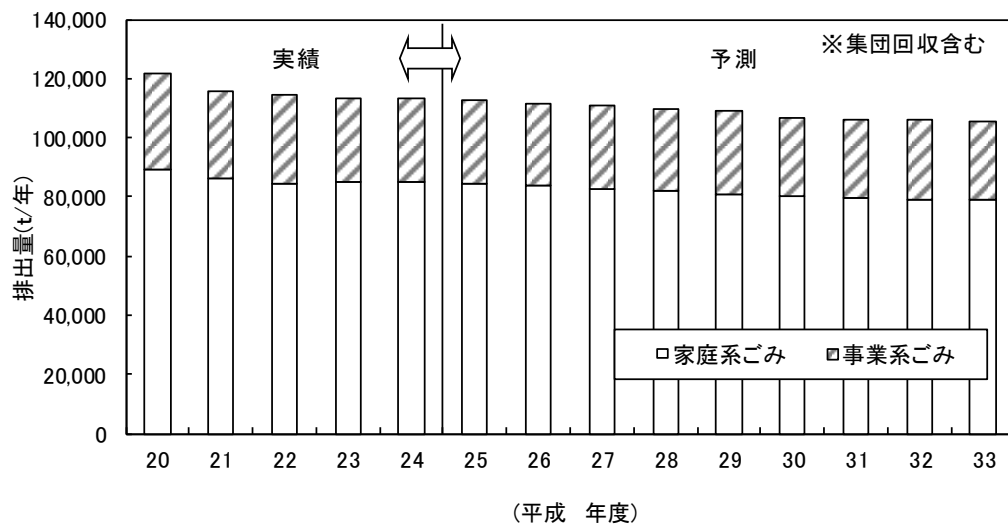


図 排出量の実績と予測

参考資料－２ 現有施設の概要

表 参考 2-1 熱回収施設

名 称	太田市清掃センター	
施 設 所 管	太田市	
所 在 地	太田市細谷町 1712 番地	
炉 番	3 号炉	4 号炉
竣 工 年 月	平成 9 年 3 月	平成 4 年 3 月
処 理 能 力	150t/日 (150t/24h×1 炉)	170t/日 (85t/24h×2 炉)
処 理 方 式	全連続燃焼式 (ストーカ炉)	
残渣の処理方法	焼却灰：埋立処分・資源化	

表 参考 2-2 熱回収施設

名 称	大泉町外二町清掃センター	
施 設 所 管	大泉町外二町環境衛生施設組合	
所 在 地	大泉町大字上小泉 330 番地 1	
竣 工 年 月	平成 4 年 1 月	
処 理 能 力	195t/日 (97.5t/24h×2 炉)	
処 理 方 式	全連続燃焼式 (ストーカ炉)	
残渣等の処理方法	焼却灰：埋立処分	

表 参考 2-3 し尿処理施設の概要

名 称	大泉町衛生センター	
施 設 所 管	大泉町	
所 在 地	大泉町仙石二丁目 28 番 1 号	
竣 工 年 月	昭和 55 年 3 月	
処 理 能 力	し尿・浄化槽汚泥 80kL/日	
処 理 方 式	湿式酸化処理＋標準脱窒素処理＋凝集分離＋高度処理	
放 流 先	公共用水域	
残渣の処理方法	汚泥：脱水・焼却処分	

表 参考 2-4 最終処分場の概要

名 称	大泉町外二町環境衛生施設組合一般廃棄物最終処分場
施 設 所 管	大泉町外二町環境衛生施設組合
所 在 地	邑楽町大字狸塚 1731 番地 1
竣 工 年 月	平成 9 年 1 月
埋 立 面 積	150,000m ²
残 余 容 量	81,828m ³ (平成 24 年度末)
埋 立 方 式	管理型

表 参考 2-5 リサイクル施設の概要

名 称	新田緑のリサイクルセンター
施 設 所 管	太田市
所 在 地	太田市新田早川町 10 番地 3
竣 工 年 月	平成 16 年 9 月
処 理 能 力	4.5 t / 日
処 理 方 式	破砕発酵方式
残渣の処理方法	堆肥：資源化

表 参考 2-6 リサイクル施設の概要

名 称	太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ
施 設 所 管	太田市外三町広域清掃組合
所 在 地	太田市細谷町 604 番地 1
竣 工 年 月	平成 16 年 3 月
処 理 能 力	73 t / 日
処 理 方 式	破砕選別
残渣の処理方法	可燃残渣：焼却処分 不燃残渣：埋立処分



様式 2

循環型社会形成交付金事業実施計画総括表 2 (平成 2 5 年度)

(消費税込み)

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体 名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費（千円）								交付対象事業費（千円）								備考
			単位	開始	終了	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度				
○熱回収等に関する事業							16,500,000	0	0	0	0	0	4,950,000	11,550,000	13,200,000	0	0	0	0	0	3,960,000	9,240,000	
熱回収施設整備	1	組合	約330	t /日	H29	H32	16,500,000	0	0	0	0	0	4,950,000	11,550,000	13,200,000	0	0	0	0	0	3,960,000	9,240,000	
○浄化槽に関する事業							192,843	27,549	27,549	27,549	27,549	27,549	27,549	27,549	192,843	27,549	27,549	27,549	27,549	27,549	27,549	27,549	
浄化槽市町整備推進	2	千代田町	280	基	H25	H32	54,663	7,809	7,809	7,809	7,809	7,809	7,809	7,809	54,663	7,809	7,809	7,809	7,809	7,809	7,809	7,809	
浄化槽市町整備推進	2	邑楽町	700	基	H25	H32	138,180	19,740	19,740	19,740	19,740	19,740	19,740	19,740	138,180	19,740	19,740	19,740	19,740	19,740	19,740	19,740	
○施設整備に関する計画支援に関する事業							188,500	40,000	92,500	56,000	0	0	0	0	188,500	40,000	92,500	56,000	0	0	0	0	
熱回収施設整備							188,500	40,000	92,500	56,000	0	0	0	0	188,500	40,000	92,500	56,000	0	0	0	0	
施設設備計画	31	組合			H27	H27	10,000	0	10,000	0	0	0	0	0	10,000	0	10,000	0	0	0	0	0	
地形測量・地質調査・用地測量	31	組合			H27	H27	17,000	0	17,000	0	0	0	0	0	17,000	0	17,000	0	0	0	0	0	
土壌汚染調査	31	組合			H27	H27	1,500	0	1,500	0	0	0	0	0	1,500	0	1,500	0	0	0	0	0	
環境影響評価	31	組合			H26	H28	140,000	40,000	50,000	50,000	0	0	0	0	140,000	40,000	50,000	50,000	0	0	0	0	
事業者選定アドバイザー	31	組合			H28	H29	20,000	0	14,000	6,000	0	0	0	0	20,000	0	14,000	6,000	0	0	0	0	
合 計							16,881,343	67,549	120,049	83,549	27,549	27,549	4,977,549	11,577,549	13,581,343	67,549	120,049	83,549	27,549	27,549	3,987,549	9,267,549	

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要 否	事業計画							備考
					開始	終了		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	事業系ごみ資源化・減量化対策	紙ごみ・草木類・剪定枝の資源化指導、食品リサイクル法の協力要請、多量排出事業者への計画策定を指示	市町	H26	H32	×	●	●	●	●	●	●	●	
	12	環境教育・普及啓発、助成	ごみ減量化に関する情報の提供、啓発活動を実施する	市町	H26	H32	×	●	●	●	●	●	●	●	
	13	事業系ごみの料金体系の見直し	排出抑制と費用負担の公平性確保のため、料金体系を見直す	市町	H26	H32	×	●	●	●	●	●	●	●	
	14	家庭系ごみの減量化・資源化対策	ごみ手数料の適正化、見直し	市町	H26	H32	×	●	●	●	●	●	●	●	
	15	リユース（再使用）の推進	リサイクル施設における資源化・減量化の推進	市町	H26	H32	×	●	●	●	●	●	●	●	
	16	環境にやさしい買い物運動	マイバック持参運動の取組み、PR活動を実施する	市町	H26	H32	×	●	●	●	●	●	●	●	
	17	集団資源回収への支援	助成金の継続、実施支援	市町	H26	H32	×	●	●	●	●	●	●	●	
	18	生ごみの減量化	生ごみ処理機の購入補助及び公共施設への導入検討	市町	H26	H32	×	●	●	●	●	●	●	●	
	19	生活排水対策	汚濁負荷量の削減のためPR活動を実施する	町	H26	H32	×	●	●	●	●	●	●	●	
広域処理体制の構築、変更に関するもの	20	広域処理体制の推進	広域処理の実施に向けた処理体制の整備、調整	市町	H26	H32	×	●	●	●	●	●	●	●	関連事業 1
処理施設の整備に関するもの	1	（仮）太田市外三町広域熱回収施設整備事業	一般廃棄物処理施設の新設	組合	H29	H32	○				●	●	●	●	関連事業 20、31
	2	浄化槽設置事業	浄化槽の整備	町	H26	H32	○	●	●	●	●	●	●	●	
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	1の計画支援	施設整備計画、地形測量・地質調査・用地測量、土壌汚染調査、環境影響評価、事業者選定アドバイザー等	組合	H26	H29	○		●	●	●	●	●	●	関連事業 1
その他の施策	41	清掃活動	まち美化ボランティア等との清掃活動を通し、資源化・減量化に向けた活動を展開する	市町	H26	H32	×	●	●	●	●	●	●	●	
	42	各種リサイクル関連法に関する普及啓発	リサイクル関連法に基づく適切な回収・処理・再商品化がなされるよう普及啓発を行う	市町	H26	H32	×	●	●	●	●	●	●	●	
	43	不法投棄対策	定期的なパトロール、環境美化推進員による監視等により不法投棄の防止を図る	市町	H26	H32	×	●	●	●	●	●	●	●	
	44	災害時の廃棄物処理に関する事項	震災・水害マニュアルを踏まえ、災害廃棄物処理計画の適宜見直し、連携体制の維持	市町	H26	H32	×	●	●	●	●	●	●	●	

参考資料様式

【参考資料様式 2】

施設概要(熱回収施設系)

都道府県名 群馬県

(1) 事業主体名	太田市外三町広域清掃組合
(2) 施設名称	広域ごみ発電施設（焼却施設）
(3) 工期	平成 29 年度～平成 32 年度
(4) 施設規模	処理能力：330t/日(150t/日×2 炉)
(5) 形式及び処理方式	ストーカ式(全連続燃焼方式)
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 18%） 2. 熱回収の有無 有（熱回収効率 未定）
(7) 地域計画内の役割	地域内老朽化施設の代替施設、処理の集約、エネルギー高効率回収
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	無
(9) 事業計画額	16,500,000 千円（交付対象事業費：13,200,000 千円）

施設概要(浄化槽系)

都道府県名 群馬県

(1) 事業主体名	千代田町
(2) 整備計画の方針	千代田町全域（公共下水道認可区域及びコミュニティプラント区域を除く）。
(3) 事業の実施目的及び内容	公共用水域の水質汚濁を防止するため。
(4) 事業期間	有 （平成 26 年度～平成 32 年度）
(5) 浄化槽整備状況 (実使用人数で記入)	各単年度整備基数 40 基（5 人槽 19 基、6～7 人槽 19 基、8～10 人槽 2 基） 各単年度整備計画人口 113 人（2.83 人/基）
(6) 具体的な整備計画	総事業費：54,663 千円、うち交付金：18,221 千円 （各単年度事業費 7,809 千円、各交付金 2,603 千円） 全体整備計画人口 791 人

○ 交付金対象となる浄化槽の整備規模及び選定額(内訳)

人槽区分	交付対基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額 (円)	対象経費 支出予定額 (円)	交付対象 事業費 (円)
5 人槽	133 基 (375 人分)	基	44,156,000	21,945,000	21,945,000
6～7 人槽	133 基 (376 人分)	基	55,062,000	28,728,000	28,728,000
8～10 人槽	14 基 (40 人分)	基	7,672,000	3,990,000	3,990,000
11～20 人槽	0 基 (人分)	基			
21～30 人槽	0 基 (人分)	基			
31～50 人槽	0 基 (人分)	基			
51 人槽以上	0 基 (人分)	基			
計画策定調査費					
合 計	280 基 (791 人分)	基	106,890,000	54,663,000	54,663,000

施設概要(浄化槽系)

都道府県名 群馬県

(1) 事業主体名	邑楽町
(2) 整備計画の方針	新中野団地・明野団地及び公共下水道事業認可区域を除く地域を個人設置型浄化槽整備事業地域とする。
(3) 事業の実施目的及び内容	公共下水道認可区域外において、合併処理浄化槽の設置に際し助成を行うことにより、合併処理浄化槽の普及を図り、生活排水による河川等の水質汚濁を防止する。
(4) 事業期間	有 (平成 26 年度～平成 32 年度)
(5) 浄化槽整備状況 (実使用人数で記入)	各単年度整備基数 100 基 (5 人槽 50 基、6～7 人槽 40 基、8～10 人槽 10 基) 各単年度整備計画人口 330 人 (3.3 人/基)
(6) 具体的な整備計画	総事業費：138,180 千円、うち交付金：46,060 千円 (各単年度事業費 19,740 千円、各交付金 6,580 千円) 全体整備計画人口 2,310 人

○ 交付金対象となる浄化槽の整備規模及び選定額(内訳)

人槽区分	交付対基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額 (円)	対象経費 支出予定額 (円)	交付対象 事業費 (円)
5 人槽	350 基 (1,155 人分)	基	116,200,000	57,750,000	57,750,000
6～7 人槽	280 基 (924 人分)	基	115,920,000	60,480,000	60,480,000
8～10 人槽	70 基 (231 人分)	基	38,360,000	19,950,000	19,950,000
11～20 人槽	0 基 (人分)	基			
21～30 人槽	0 基 (人分)	基			
31～50 人槽	0 基 (人分)	基			
51 人槽以上	0 基 (人分)	基			
計画策定調査費					
合 計	700 基 (2,310 人分)	基	270,480,000	138,180,000	138,180,000

【参考資料様式 6】

計 画 支 援 概 要

都道府県名 群馬県

(1) 事業主体名	太田市外三町広域清掃組合		
(2) 事業目的	広域熱回収施設整備のため		
(3) 事業名称	施設整備計画作成事業	地形測量・地質測量・用地測量事業	
(4) 事業期間	平成 27 年度	平成 27 年度	
(5) 事業概要	施設整備計画等	地形測量・地質調査等	
(6) 事業計画額	10,000 千円	17,000 千円	

計 画 支 援 概 要

都道府県名 群馬県

(1) 事業主体名	太田市外三町広域清掃組合		
(2) 事業目的	広域熱回収施設整備のため		
(3) 事業名称	土壌汚染調査事業	環境影響評価	事業者選定アドバイザー事業
(4) 事業期間	平成 27 年度	平成 26～28 年度	平成 28～29 年度
(5) 事業概要	土壌汚染調査等	環境影響調査	事業者選定アドバイザー
(6) 事業計画額	1,500 千円	140,000 千円	20,000 千円